

省 令

○農林水産省令第二十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第七條第一項第一号、第十六條の二第一項及び第十六條の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成七年五月一日

農林水産大臣 大河原太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五條の五第一項中「にがうりの生果実」の下に、「さつまいもの生塊根」を加える。

別表一の四の項植物の欄中「及びレッドダイヤモンド種」を、「レッドダイヤモンド種及びロイヤルシャイアント種」に改める。

別表二に次の三項を加える。

三 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
四 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	アリモドキノウムシ
五 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む）	さつまいもの生塊根	サツマイモノメイガ

別表三中 にがうりの生果実	蒸熱処理	—	四五～四六度	三十分
	蒸熱処理	—	四五～四六度	三十分

の備考の欄の8の項中「生果実」を「生果実又は生塊根」に改め、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度九五パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を四時間で三一度から四一度まで一定の上昇率で上げてから行う。

別表四の二の項から五の項までの植物の欄中「生塊根等の地下部」を「生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く）」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

に改め、同表